『法律区分実力完成講座　ハイレベル演習　行政法　問題編』(KU20150)

訂正表

★が付いたものは，令和３（2021）年改正により個人情報保護法，行政機関個人情報保護法，独立行政法人個人情報保護法の三法が「個人情報保護法」に一本化されたことに伴い，それに対応するための修正である。

2022年04月01日現在

ページ	訂正箇所		訂正内容	掲載日
P. 39	№３６ 肢ウ １行目★	誤	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律,	2022/04/01
		正	個人情報の保護に関する法律	
P. 163	№１４９ 問題文 １行目★	誤	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）	2022/04/01
		正	個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）	
P. 163	№１４９ 肢４ 全文★	誤	行政機関個人情報保護法は，行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ，個人の権利利益を保護することを目的とするものであって，行政機関個人情報保護法の対象となる行政機関は，情報公開法の対象となる行政機関と同じであり，また，行政機関個人情報保護法の対象となる保有個人情報は，情報公開法の定める行政文書に記録された個人情報に限られる。	2022/04/01
		正	個人情報保護法は，個人情報を取り扱う行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ，個人の権利利益を保護することなどを目的としている。	
P. 163	№１４９ 肢５ １行目★	誤	行政機関個人情報保護法は,	2022/04/01
		正	個人情報保護法は,	
P. 346	№２９８ 肢３	誤	議員に対する出席停止の懲罰は，議会の内部的規律の問題であるから司法裁判権の対象とはならず，その無効確認または取消しを求める訴えを提起することはできないとするのが判例である。	2020/12/24
		正	議員に対し出席停止の懲罰が科されると，当該議員は議員としての中核的な活動をすることができず，住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなるので，議員に対する出席停止の懲罰の適否は，司法審査の対象となるとするのが判例である。	

※「掲載日」は，上掲訂正情報がＬＥＣホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/)に掲載された日付です。